

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和25年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年7月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年7月10日から26年7月1日までの標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月10日から26年7月1日まで  
(A銀行B支店)  
② 昭和26年7月1日から同年9月1日まで  
(A銀行C支店)

昭和24年3月12日にA銀行C支店に入行し、25年7月に同行B支店開設のため準備委員として同支店へ転勤し、26年6月まで勤務し、再度同行C支店に戻った。30年の合併後も同行の支店を数箇所異動したが55年3月末日の退職まで、一貫して同一の金融機関に勤めている。社会保険事務所からは同行B支店に転勤後の期間と同行C支店へ異動してからの数か月の厚生年金保険期間が無いと言われた。当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA銀行B支店において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、当該事業所の人事記録から申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる上、社会保険事

務所が保管する申立期間①に係るA銀行B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は申立期間①においてA銀行B支店に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から8,000円とすることが妥当である。

- 2 A銀行の業務を引き継いだD銀行が保管する人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間②において、A銀行に継続して勤務し（昭和26年7月1日に同行B支店から同行C支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和26年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所には申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出を始め、その後に予定される標準報酬月額の届出などの記録が無く、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難い上、昭和26年9月1日にC支店で資格取得している申立人を含む3名全員に被保険者資格の欠落が生じていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は26年7月及び8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料について納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和45年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年5月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年9月までは3万6,000円、同年10月から同年11月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月6日から46年12月1日まで

A社を退職後、関連会社であるB社に、昭和45年5月6日から47年9月21日まで勤務していた。社会保険庁の記録では、45年5月6日から46年12月1日までが厚生年金保険に未加入とされているが、A社からB社へ間をあけずに転職したと記憶しているので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和45年5月28日に撮影されたB社の社内行事の写真及びB社の元経理担当者及び元役員の供述から、申立人が申立期間において、A社から関連会社のB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

また、当該経理担当者は、「申立人は入社当初から正社員として勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と供述している上、B社の業務を引き継いだC社は、「申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」としている。

さらに、当該経理担当者は、「当時、B社には臨時職員等はおらず、従業員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、当該経理担当者及び別の同僚の供述から、当時のB社の従業員数は50名程度で、うち10名前後は親会社等からの出向者だったと考えられるところ、B社に係る社会保険事務所の記録から昭和45年6月1日時点の厚生年金保険の被保険者数は42名であり、当時B社に勤務していたことが確認できる者で親会社等別の適用事業所で

厚生年金保険に加入している者が少なくとも5名いることも確認でき、B社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から判断すると、45年5月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年9月までは3万6,000円、同年10月から同年11月までは3万9000円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による2回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届などのいずれの機会において社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの昭和46年12月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年5月から46年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和23年4月1日、資格喪失日は、同年11月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月から23年11月10日まで

昭和22年11月ごろ、A社に正社員として入社した。その後、B社に誘われたため退職し、B社に入社する直前までA社で勤務していた。

A社での毎月の給与は、当時インフレが激しかったため、300円から600円くらいまで上がった。保険料が給与から控除されていたかどうかは覚えていないが、正社員として採用されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者記録旧台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、申立人が昭和23年4月1日に、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格取得時における標準報酬月額が600円であることが確認できる。

また、申立人は、A社の退社時期について、「B社に勤務していた父が死亡し、父の一周忌を過ぎたころ、B社に入社した。A社には、B社に入社する前日の昭和23年11月9日まで勤務していた。」と具体的に供述しているところ、申立人の父の死亡日は昭和22年10月23日であることが確認でき、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、23年11月10日であることから、申立人の供述に不自然さは無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所に申立人が昭和23年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが認められるとともに、申立人の資格喪失日を同年11月10日とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記載は見当たらないものの、同名簿において、健康保険の整理番号が一人分欠番となっており、社会保険事務所において何らかの事務的な誤りにより、欠番が生じたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 22 年 11 月から 23 年 3 月までの期間については、同僚の供述から、申立人が A 社で勤務していたことは推認できるものの、申立人より先に A 社に入社したとされる同僚は、「私は、昭和 22 年 2 月に入社した。」と供述しているところ、社会保険庁の記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、22 年 5 月 1 日とされていることから、当時 A 社は、社員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A 社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る在籍及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料が無い上、昭和 23 年 3 月以前に、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 22 年 11 月から 23 年 3 月までの間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、昭和44年4月21日資格喪失、同年5月1日資格取得となっており、1か月の空白期間が生じていた。

昭和35年にA社に就職し、平成10年6月に退職するまで継続して勤務しており、このような空白期間は納得できない。

C支店開設準備として異動した時期だと思うので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における人事記録及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険庁の記録上の資格喪失日（昭和44年4月21日）が、A社の人事記録上の発令月日と一致し、事業主でなければ把握できない日付であるとともに、申立人と同様に同日付けでA社B支店において被保険者資格を喪失し、A社C支店において被保険者資格を取得している申立人の同僚2名についても厚生年金保険被保険者期間の欠落（1か月）が確認できることから、事業主が資格喪失日を昭和44年4月21日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年4月の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和45年9月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月17日から同年10月1日まで

昭和29年4月1日から平成6年11月30日まで継続してA社に勤務し、電気関係の設計や見積もり、現場監督等を行っていた。昭和45年9月17日にB支店C出張所からD支店へ転勤したが、社会保険庁の記録ではD支店での厚生年金保険加入が同年10月1日とされており、転勤月である同年9月分の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。継続してA社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずであり、A社に係る在籍証明書も保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、在籍証明書及び申立人のA社に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に昭和29年4月1日から平成6年11月30日まで継続して勤務し（昭和45年9月17日にA社B支店C出張所からA社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の社会保険庁の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、社会保険事務所からの納入告知書の金額と、給与控除保険料及び会社負担保険料を合わせた金額とが合致しているか確認した上で、納付していること等から、厚生年金保険料を納付したと主張しているが、当時、同社が

保険料の源泉控除額と納付額の総額を照合し、過不足なく保険料の控除及び納付を行っていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月1日から34年9月1日まで  
(A社)  
② 昭和36年2月10日から同年8月29日まで  
(B社)  
③ 昭和36年9月17日から37年6月21日まで  
(C社)

昭和59年5月ごろ会社を退職する際に、厚生年金保険の加入期間が通算して15年にあとどれくらいかを社会保険事務所で調べたら、申立期間の3社に係る4年間の厚生年金保険被保険者期間が通算されないということを知り、聞いて驚いた。ずっと厚生年金保険を掛けてきたつもりだったので、脱退手当金を受給済みとなっているのはおかしい。申立期間の脱退手当金は受け取っていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3年6か月後の昭和40年12月10日に支給されており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金を支給済みとされている昭和40年12月10日以前に勤務していたA社、B社、C社(2回)のうち、支給日に最も近接したC社の2回目の厚生年金保険加入期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一事業所であり、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、C社退職後も複数の事業所で厚生年金保険に加入しているが、脱退手当金を支給済みとされているA社、B社及びC社での最初の厚生

年金保険加入期間に係る厚生年金保険被保険者番号とその後に勤務した事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同一の厚生年金保険被保険者番号で管理されているため、同一事業所でありながら、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、「15年かけたら相当程度の額の年金を受給できるので、厚生年金保険に加入できる仕事を選んでいた。」と供述しているとともに、最初に勤務したA社以降8回の厚生年金保険の資格取得時のたびに、同じ厚生年金保険記号番号で加入していることから、申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年ごろから31年ごろまで (A事業所)  
② 昭和32年ごろから35年ごろまで (B社)

昭和29年ごろから31年ごろまでA事業所に勤務し、動物の飼育を行っていた。

また、昭和32年ごろから35年ごろまでB社に乗務員として勤務した。

昔のことではっきりとは覚えていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人のA事業所での勤務内容の記憶及び元同僚の供述により、申立人が当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、A事業所は既に廃業し、事業主も死亡しているため、賃金台帳等、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人も申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを記憶しておらず、給与明細書など、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料を所持していない。

また、A事業所及びA事業所に類似する名称の事業所は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所台帳に記載されておらず、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、A事業所を誘致したとされるC社D事業団及びA事業所の設置場所であったE社においても、A事業所の従業員に関する資料は無いとともに、社会保険事務所が保管するC社及びE社の申立期間①に係る被保険者名簿に申立人は記載されておらず、C社D事業団は申立期間①において適用事業所ではない。

加えて、申立人が、一緒に勤務していたと供述している同僚2名についても申立期間における厚生年金保険加入記録は無い。

- 2 申立人のB社での勤務内容の記憶は具体的であり、申立人が当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、B社は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所台帳に記載されておらず、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社と名称が類似するF社は、昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管するF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

さらに、F社は、当時の人事記録等を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況が不明である。

加えて、申立人が、一緒に勤務していたと供述している同僚についても、申立期間における厚生年金保険加入記録は無い。

- 3 このほか、申立人の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況についての供述等は得られず、申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年10月1日まで  
昭和28年から福岡市内にあったA社に勤務した。途中で、A社からB社に会社の名前が変わったが、所在地や仕事の内容は一緒だった。30年まで勤務した。社会保険庁の記録では、29年4月1日から同年10月1日までの厚生年金保険加入記録が無いとのことであるが、継続して勤務していたし、別会社に経営が変わったという記憶は無く、仕事内容にも変化は無かったので、空白期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等の資料は保管されていない上、当時の事業主及び事務担当者の供述は得られず、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除の状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和29年7月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は同年10月1日に新規適用されていることから、申立期間のうち、同年7月3日から同年9月30日までは、両社とも適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管するA社及びB社の被保険者名簿において、申立人は同年4月1日にA社の被保険者資格を喪失、B社が適用事業所となった同年10月1日にB社において被保険者資格を取得とされており、申立期間において両名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿において、昭和29年4月1日及び8日に当時の全被保険者64名中、事業主を含む52名が厚生年金保険の資格を喪失しており、これ以降も資格が継続している者は12名しかおらず、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶している同僚6名はいずれも申立人同様にA社において、同年4月に資格を喪失し、申立期間については厚生年金保険に未加入となっている。

加えて、申立人及び同僚は、「昭和 29 年 4 月に多数の職員が退職した記憶はない。」と供述している上、厚生年金保険の資格を喪失した 52 名中、21 名は B 社の新規適用時に資格を再取得していることから、事業主が、A 社から B 社に経営主体が移る間も継続して勤務していた者について、資格喪失届出を行ったものと考えられ、A 社の全喪前の期間であるにもかかわらず、大半の従業員の資格喪失届出を行ったのは、B 社が 29 年 3 月 31 日に設立されたことに伴い従業員の身分を A 社から B 社に移したためではないかと推測される。

しかしながら、A 社から B 社への経営主体の変更は経営難によるものではないことは、申立人及び同僚の供述から推認することができ、本来、B 社において厚生年金保険に加入すべきところ、B 社が 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったため、未加入期間が生じたと考えられ、このような状況の下で、事業主が自身を含む大半の従業員の資格喪失手続を行った上で、資格喪失後の期間についても厚生年金保険料を控除し続けるとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 10 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 39 年 9 月 1 日資格喪失、40 年 2 月 10 日資格取得となっており、6 か月の空白期間が生じていた。A 事業所に 39 年 4 月 1 日に就職し、退職後、ほとんど間をあけずに B 事業所に就職したのでこのような空白期間は納得できない。39 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 10 日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録により、申立人は昭和 39 年 9 月 3 日から B 事業所に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 40 年 2 月 10 日に資格取得、41 年 4 月 1 日に資格喪失とされており、申立期間において、申立人が B 事業所で被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、また、申立期間において当該被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

また、B 事業所はすでに厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 事業所を合併後、業務の一部を引き継いでいる C 事業所の担当者は「C 事業所には合併後の資料しかなく、合併前の資料は何も残っていない。」としている上、申立人も、給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

さらに、申立人が記憶している元同僚 3 名のうち 1 名については、B 事業所での厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認でき、申立人のことを記憶している別の同僚 1 名については、本人が記憶している入社時期よりも 2

年程度遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できるため、B事業所では、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

なお、申立人は、昭和43年10月ごろ国民年金に加入し、申立期間のうち20歳到達月であり、B事業所で厚生年金保険に加入する直前の期間である40年1月分の国民年金保険料を55年6月に特例納付している。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 41 年 11 月から 45 年 3 月まで A 社に作業員として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、42 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。途中で退職することなく勤務していたことに間違いはない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の加入記録は、昭和 41 年 11 月 1 日に資格取得及び 42 年 4 月 21 日に資格喪失並びに同年 10 月 1 日に資格取得及び 45 年 3 月 30 日に資格喪失となっており、申立期間について、整理番号の欠番も無く、各々の被保険者原票の備考欄には被保険者証回収と記録されている。

さらに、申立期間の前後において、A 社における厚生年金保険被保険者加入期間が欠落している者が、申立人を除き 7 名確認できる。

加えて、申立人の A 社での雇用保険の加入記録は確認できず、当時の事業主及び事務員の供述は得られない上、申立人と同様に A 社において被保険者期間の欠落がある被保険者 7 名についても、全員と連絡が取れず、供述を得ることができた別の同僚も申立人の勤務期間等を記憶していないため、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月、A 社に入社し、同年 9 月 5 日から厚生年金保険に加入した。A 社は途中で B 社に名称を変更し、A 社事業主の娘婿が B 社の事業主となったが、事業所の所在地等は以前のままであり、引き続き B 社に勤務し、53 年 3 月に退職した。当時は子供が小さく、健康保険が使えなかった記憶は無いので、B 社にかかる健康保険証の交付時に A 社にかかる健康保険証を返納したと思う。厚生年金保険に加入していない期間があることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人が A 社及び B 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社及び B 社は既に廃業しており、当時の賃金台帳等はなく、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の A 社及び B 社での勤務期間及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、A 社は昭和 51 年 9 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 社は 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、A 社及び B 社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、当初、昭和 51 年 7 月 21 日に資格喪失とされていたが、52 年 4 月 5 日付けで 52 年 1 月 21 日に資格喪失と厚生年金保険加入期間を延ばす訂正がなされており、これ以降、再度、A 社において被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、申立期間において同名簿の整理番号に欠番は無いとともに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿において、申立人は52年3月1日に資格取得とされている。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和48年9月5日に取得、51年7月20日に離職とされており、A社での訂正される前の厚生年金保険加入期間と一致する上、B社での雇用保険の加入記録は確認できない。

また、商業登記簿により、B社の設立は昭和51年7月12日とされており、51年7月21日付けで、申立人を含む8名がA社での資格を喪失している上、申立人のA社に係る雇用保険の離職日も同年同月20日とされていることから、この時期に申立人らの所属がA社からB社に異動したことがうかがわれ、これ以降の期間については、B社において、厚生年金保険の被保険者となるべきであったが、B社の新規適用が52年3月1日であったため、未加入期間が生じたものと考えられるところ、申立人と同様にA社からB社に異動し、継続して勤務していたとされる同僚3名は、いずれも51年7月21日にA社での被保険者資格を喪失し、52年3月1日にB社での被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の加入期間の空白が確認できる。

このほか、申立期間に、申立人の給与から事業主が厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年から 34 年まで

中学校を卒業後しばらくして昭和 27 年から 34 年まで A 事業所に勤務した。一緒に勤務していた母親や同僚は A 事業所在籍中に厚生年金保険に加入しているが、社会保険事務所に照会したところ、私の厚生年金保険被保険者記録は無いとのことであった。勤務していた期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 事業所前で撮影したとされる写真及び同僚の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 事業所は既に廃業しており、A 事業所を管理していた B 村役場（現在は、C 市役所）は、当時の人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、昭和 36 年から A 事業所に勤務していた事務責任者は、「私が勤務した当初は、従業員全員を厚生年金保険に加入させている状況ではなかった。」と供述している。

さらに、申立人が夫婦で A 事業所に勤務していたと記憶している同僚のうち、妻については A 事業所での厚生年金保険加入記録は確認できず、申立人も当初、母親とともに A 事業所に勤務していたところ、申立人の母の厚生年金保険加入記録は存在することから、A 事業所では、同一世帯で勤務している者が複数名いる場合、いずれか 1 名のみを厚生年金保険に加入させていた可能性も考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 社の被保険者名簿及び被保険者原票に、申立人は記載されていない。

このほか、申立人の厚生年金保険料控除や健康保険証の所持に関する記憶は曖昧である上、勤務期間に関する申立人の供述は変遷しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から28年1月17日まで  
昭和23年6月1日から28年1月17日までB県のA社に勤務していた。  
A社を退職した後、C市で同年2月3日に結婚した。  
昭和29年2月25日に旧姓で脱退手当金支給済とのことであるが、出産を控えており、B県へは帰っておらず、脱退手当金は受給していない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職後の昭和28年3月9日に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の申立人の氏名は、旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金はA社における厚生年金保険資格喪失日から約1年1か月後の29年2月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて、氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。